

公立大学法人神戸市外国語大学
新型コロナウイルス感染症対応マニュアル

第9版：2022年9月6日

目次

1. 本マニュアルの趣旨.....	3
2. 新型コロナウイルス感染症に対する本学の対応方針.....	3
3. 感染予防対策	4
(1) 日常的な感染予防対策.....	4
(2) 学内における感染予防対策.....	5
4. 濃厚接触者について（厚労省 HP より抜粋）	7
5. 入構制限	9
6. 授業の実施形態	10
7. 学生の課外活動	10
8. 学内行事等	11
9. 事務局体制	11
10. 学内会議	12
11. 教職員の国内出張.....	12
12. 学生の公休の取り扱い.....	13
13. 教職員のサービスの取り扱い等.....	15
(1) サービスの取り扱い.....	15
(2) 妊娠中の女性職員等への配慮.....	15
(3) 学内託児サービス・ベビーシッター派遣事業の活用について.....	15
14. 感染者・濃厚接触者の人権について.....	17
15. 大学における主な相談窓口.....	18
16. 各種健康相談窓口（学外）	18
17. 参考資料・様式	19

1. 本マニュアルの趣旨

公立大学法人神戸市外国語大学（以下、「本学」という。）の学生、教職員、役員等、本学におけるすべての構成員の生命と安全、健康を守るため、また感染拡大防止の社会的責任を果たすために、各構成員が取るべき行動をリスクレベルに応じて示すとともに、万が一、新型コロナウイルス感染症に罹患した場合又は罹患したと疑われる場合の対応について定めます。

なお、本マニュアルは、新型コロナウイルス感染症にかかわる動向や政府・自治体等の方針、兵庫県内や学内等における感染等の状況によって、対応を随時見直し、改訂するものとします。

2. 新型コロナウイルス感染症に対する本学の対応方針

- ・「神戸市外国語大学新型コロナウイルス感染症に対する対応指針」（別紙）に基づき、リスクレベル（レベル0～4）を判断し、レベルに応じて活動の制限を行います
- ・リスクレベルは、「判断の目安」における基準のほか、市立学校園や他大学の状況を踏まえつつ、総合的に判断した上で決定します。
- ・本指針の内容を変更した場合は、速やかに全構成員に周知します。

<リスクレベル判断の目安>

リスクレベル	判断の目安
レベル0 (通常)	<ul style="list-style-type: none"> ・国から終息宣言が発出 ・国内で感染が認められない。
レベル1 (一部制限)	<ul style="list-style-type: none"> ・兵庫県内で感染事例が認められない もしくは兵庫県内で感染者が発生しているが、限定的で感染拡大の恐れが認められない。 ・移動自粛や休業要請が全国的に解消されている。
レベル2 (制限—小)	<ul style="list-style-type: none"> ・兵庫県内で感染者が発生しており、感染拡大の恐れが認められる。 ・国や兵庫県から外出自粛や府県をまたぐ移動自粛要請等が発出されている。
レベル3 (制限—中)	<ul style="list-style-type: none"> ・政府等から緊急事態宣言が発令されている。 ・兵庫県から休業要請が発出されている。
レベル4 (制限—大)	緊急事態宣言の発令や国・県からの休業要請等の有無に関わらず、学内において、感染者及び濃厚接触者が複数名おり感染がまん延する危険性がある場合。

3. 感染予防対策

(1) 日常的な感染予防対策

感染予防のため、三つの密（密閉、密集、密接）の回避、身体的距離の確保の他、以下の基本的な対策等を徹底いただくとともに、「新しい生活様式（次項参照）」を心がけてください。

①検温・健康管理の徹底について

毎日登校/出勤前に体温を計り健康状態を確認するとともに、発熱（平熱より高い場合）又はコロナ感染が疑われる症状がみられる場合には、大学に登校/出勤しないようにしてください。

②マスク着用

感染防止のため、大学構内においては、学生/教職員のマスク着用を原則とします。

しかし、熱中症リスクを勘案して、人と十分な距離（2m以上）が保てる時には、適宜マスクを外す等、下記の点に留意しながら、マスクを外す時間を確保してください。

- ・ 3密（密集・密接・密閉）な場所では、マスクの着用が必要ですが、換気を十分に行うなど感染予防対策が行われている場合は、周囲の人と十分な距離がとれる場所では、マスクを外して構いません。
- ・ 一定時間以上、他の者と対話をする場合、引き続き、マスク着用の徹底をお願いします。

③手洗い等による感染予防

咳エチケット*やせっけんによる手洗い・顔洗い、アルコール消毒、うがい等予防を徹底してください。

※ 咳エチケットとは感染症を他人に感染させないために、個人が咳・くしゃみをする際に、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖を使って、口や鼻をおさえること。

(参考) 正しい手の洗い方（厚労省）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000593494.pdf>

(参考)

- 厚生労働省「新型コロナウイルス感染症について」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html
- 神戸市「新型コロナウイルス対策サイト」
https://www.city.kobe.lg.jp/a73576/kenko/health/infection/protection/covid_19.html
- 「大学等における新型コロナウイルス感染症への対応ガイドライン」（文科省）
https://www.mext.go.jp/content/20200605-mxt_kouhou01-000004520_5.pdf
- 「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」（文科省）
https://www.mext.go.jp/content/20220404-mxt_kouhou01-000004520_03.pdf

(2) 学内における感染予防対策

共通

本学では、以下の感染予防対策を講じています。

① 教室内の対策

- ・ 教室では、各教室利用者が30分に1回窓を開け、5分程度換気を行います（換気の場合のためチャイムを鳴らします）。
- ・ 教職員、学生にはマスクの着用を義務付けると共に、希望者には、持ち運び型のパーテーション及びフェイスシールドを貸与します。
- ・ 体育の授業については、熱中症予防の観点からマスクの着用は義務付けておりません。
- ・ マイク等の共用物を除菌するための除菌シートを教室に備え付けます。

② 学内の清掃・消毒

- ・ 全教室・スチューデントコモンズ・図書館の机・椅子、手すり及びドアノブ等、共用部分については、アルコールによる消毒を行っています。
- ・ 共用パソコンについては、アルコール消毒を行うことが難しいため、利用前・利用後には必ず手指消毒を行っていただくようお願いいたします。
また、共用パソコンの近くには、アルコール消毒液に加えて、使い捨てのゴム手袋を設置し、希望者が使用できるようにします。

③ アルコール消毒液の設置

- ・ 各施設の入口だけでなく、教室毎にアルコール消毒液を設置します。教室の入室時および退室時には必ず手指消毒を行ってください。

④ 飲食時（学生食堂等）の過密防止

- ・ 学生食堂では、全てのテーブルにパーテーションを設置します。
- ・ 飲食時はマスクを外し、飛沫感染のリスクが高くなるため、学生・教職員の皆様も極力会話は控え、短時間（30分以内を目安）での利用としてください。
- ・ また、生協において弁当販売を行うと共に、飲食スペースとして、学生食堂以外に大ホールおよび中庭をご利用いただけるよう開放します。利用者は、昼食場所の分散にご協力ください。
- ・ 食堂の入口に消毒液を設置しておりますので、食事の前後に手指を消毒してください。
- ・ 食器等の返却口付近に返却用のメタルラックを新設し、食器返却時の混雑を緩和します。

⑤ 窓口における飛沫感染防止

- ・ 各窓口に、パーテーションを設置し、職員はマスクまたはフェイスシールドを必ず着用して対応します。

⑥ 啓発ポスター・ハンドブック

教室内や共用施設には、手洗い・消毒等に関する啓発ポスターを掲示します。また日常や大学内での感染予防対策をまとめたハンドブックを学生向けに作成していますので、必ずご確認ください。

<ハンドブック><http://www.kobe-cufs.ac.jp/news/2020/20780.html>

⑦ 課外活動の実施にあたって

- ・ 課外活動を実施する団体は、「課外活動における遵守事項」にある、活動内容、代表者

の管理、3密回避・換気、感染予防・消毒・共用物の回避等についての留意点を必ず確認の上、課外活動申請書、参加者一覧（代表者保管分）を学生支援班に提出してください。学生支援部長の了承後に活動することが可能となります。

様式はGAIDAIPASSからダウンロードしてください。

⑧その他学内における感染予防対策

- ・保健室では、万が一感染者が発生した場合の対策として、来室前に事前連絡することとし、状況に応じて別室で対応する等、感染が拡大しないよう慎重に対応します。利用者は、緊急の場合を除き、必ず事前連絡するようにしてください。

【保健室】078-794-8136

- ・来学できない学生のために、就職支援にかかる面談についてオンラインでも実施しています。就職支援に関する問い合わせは、キャリアサポートセンターまでお願いします。

【キャリアサポートセンター】078-794-8451

4. 濃厚接触者について（厚労省 HP より抜粋）

濃厚接触かどうかを判断する上で重要な要素は1. 距離の近さと2. 時間の長さです。必要な感染予防策をせずに手で触れること、または対面で互いに手を伸ばしたら届く距離（1 m程度以内）で15分以上接触があった場合に濃厚接触者と考えられます。

陽性者の同居家族は原則として濃厚接触者と判断されます。濃厚接触者は、発端となる同居の感染している方が発症する等してから5日間の待機が必要となります。ただし、2日目と3日目に抗原定性検査キットを用いた検査で陰性が確認できた場合は3日目で待機解除とすることができます。上記のいずれの場合でも自宅待機の期間が終了した後7日間が経過するまでは、自身による健康状態の確認を行うことや会食を控える等の感染対策をお願いいたします。

<本学における対応>

・上述の内容に従い、原則として保健所や医療機関の指示に基づき対応することとしますが、以下の場合には、感染拡大防止の観点から、適切に行動してください。

① 同居のご家族に感染又は感染疑いの診断がなされた場合

→登校/出勤は控え、総務人事班に報告してください。また、不要不急の外出は控えてください。

② 大学（総務人事班）から感染者/感染疑いのある者へ聞き取りを行った結果、上記の内容に照らして「濃厚接触者」の疑いが高いと考えられる場合

→総務人事班から情報提供があった場合、上記①と同様の対応をとってください。

<接触確認アプリ等による通知を受けた場合の対応>

・接触確認アプリ等に登録すると、新型コロナウイルス感染症の陽性者との接触があった場合や、クラスターが発生した際に通知を受け取ることができます。COCOA や兵庫県新型コロナ追跡システムより、陽性者との接触の可能性が確認された等の通知を受けた場合は、41 ページに記載の「18. 各種健康相談窓口」に相談し、指示に従ってください。

<個人情報取り扱い等>

・新型コロナウイルス感染症に関する学生からの報告窓口は、総務グループ総務人事班としますが、万が一他の教職員が連絡を受けた場合は、総務人事班へ連絡するよう伝えてください。

・個人情報保護の観点から、上記の情報を扱う者は必要最小限に留め、かつ情報を得た者は、その情報を他言することなく、取り扱いに十分注意してください。

<感染者が発生した場合の入構制限等>

(1) 感染した学生が発症前後に大学構内に立ち入っていない場合及び本学構成員に濃厚接触者がいない場合

→感染者状況の公表のみ行う

(2) 感染した学生が発症前後に大学構内に立ち入っている場合及び本学構成員が濃厚接触者となり大学構内に立ち入っている場合

→感染の可能性がある施設・設備の消毒など必要な措置を講じる。

(3) 感染者が複数出た場合（クラスター発生の可能性がある場合等）

→感染の可能性がある施設・設備の消毒など必要な措置を講じる。

5. 入構制限

「本学行動指針」に基づき、リスクレベルに応じて市民/学生の入構制限を判断します。

入構を許可する場合には、「3密の回避」「マスク着用・手洗い等の徹底」等の「新しい生活様式」の実践を確保し、学内における感染予防対策を十分に図ることとします。

リスクレベル	制限等
レベル0	通常通り
レベル1	<p>市民の入構は、本学施設を利用する場合を除き禁止とします。 学生の入構は、制限しませんが、必要以上に長く大学内に滞在することの無いよう心がけてください。</p> <p>【図書館の利用】 感染拡大防止に配慮して、学内者及び市民の利用を許可します（通常通りの曜日、時間帯で開館します）。</p>
レベル2	<p>市民の入構は禁止とします。 学生の入構は、授業の受講・本学施設の利用・課外活動以外の立ち入りをできるだけ自粛してください。</p> <p>【図書館の利用】 感染予防対策を十分に講じられる範囲において学内者及び市民の利用を許可します（通常通りの曜日、時間帯で開館します）。</p>
レベル3	<p>学生・市民の入構を禁止します。学生の来学は、授業の受講や大学が認めた課外活動により本学施設を利用する場合、直接対面を要する奨学金手続き等、来学が必要な場合のみ許可します。</p> <p>【図書館の利用】 図書館は閉館します。（ただし、教員の利用並びに許可された授業の受講等のために来学した学生の利用は認めます。）</p>
レベル4	<p>学生・市民の入構を禁止します。</p> <p>【図書館の利用】 図書館は閉館します。（教員、学生の利用も禁止します。）</p>

6. 授業の実施形態

共通

「本学行動指針」に基づき、リスクレベルに応じて授業の実施形態を判断します。

感染リスクが解消されるまでの間はオンライン授業を導入することとし、対面授業を行う場合には、「学生への検温・マスク着用等の指導」や「パーティションの設置」等、必要な対策を講じます。一つの授業で同時に複数名の感染者が出た場合は、授業実施形態を個別に判断します。

リスクレベル	制限等
レベル0	通常通り
レベル1	原則対面とします。 (ただし、やむを得ない事情がある場合に一部オンラインを併用して実施します。)
レベル2	原則対面とします。 (ただし、やむを得ない事情がある場合に一部オンラインを併用して実施します。)
レベル3	原則オンライン授業とします。 (ただし、一定条件を満たす場合はオンラインと対面を併用して実施することがあります。)
レベル4	臨時休講もしくはオンライン授業とします(教員が大学内からオンライン授業を行うことは全面禁止します)。

7. 学生の課外活動

学生

「本学行動指針」に基づき、リスクレベルに応じて学生の課外活動を判断します。

課外活動を認める場合においても、「3密の回避」「マスク着用・手洗い等の徹底」等の「新しい生活様式」の実践を確保し、感染予防対策を十分に図ることとします。

リスクレベル	制限等
レベル0	通常通り
レベル1	感染拡大防止措置を講じることを前提に、課外活動を許可します。
レベル2	感染拡大防止措置を講じることを前提に、課外活動を許可します。
レベル3	原則活動禁止とします。ただし、公式戦等への参加、及び参加に向けた活動のうち、大学が必要と認めたものについては、感染拡大防止措置を講じることを前提に、必要最小限の活動を許可します。
レベル4	全面活動禁止とします。

課外活動を実施する団体は、「課外活動における遵守事項」にある、活動内容、代表者の管理、3密回避・換気、感染予防・消毒・共用物の回避等についての留意点を必ず確認の上、課外活動申請書、参加者一覧(代表者保管分)を学生支援班に提出してください。学生支援部長の了承後に活動することが可能となります。

様式はGAIDAIPASSからダウンロードしてください。

8. 学内行事等

「本学行動指針」に基づき、リスクレベルに応じて大学主催の学内行事の実施を判断します。行事を実施する場合にも、行事の実施形態に応じて必要な感染予防対策を講じます。

リスクレベル	制限等
レベル0	通常通り
レベル1	感染防止措置を講じた上で、対面で実施します。
レベル2	原則としてオンラインで開催します。 ただし、大学が必要と認めるものは、十分な感染防止措置を講じた上で、対面により実施します。
レベル3	オンライン開催のみとします。
レベル4	オンライン開催のみとします。

9. 事務局体制

「本学行動指針」に基づき、リスクレベルに応じた事務局体制とします。

「在宅勤務」「時差出勤」等の必要な措置を講じ、感染拡大を防ぐ取組みを行います。

リスクレベル	制限等
レベル0	通常通り
レベル1	感染拡大防止に配慮して、通常の勤務を行います。 (時差出勤と在宅勤務の制度は継続します。)
レベル2	感染拡大防止に配慮して、通常の勤務を行います。 (時差出勤と在宅勤務の制度は継続します。)
レベル3	感染拡大防止に配慮しつつ、業務上必要な人員が出勤し、その他は在宅勤務とします。
レベル4	原則として全ての事務所を閉鎖します。 大学機能を最低限維持するため必要最小限の出勤とし、その他は在宅勤務とします。

※ 事務局職員の時差出勤・在宅勤務の実施頻度については、感染拡大状況に応じて、都度判断します。

※ 教員は、教育・研究活動に支障がない程度に、状況に応じて在宅勤務を実施します。

10. 学内会議

教職員

「本学行動指針」に基づき、リスクレベルに応じて教職員の会議の実施形態を判断します。
対面での会議を実施する場合には、必要な対策を講じます。

リスクレベル	制限等
レベル0	通常通り
レベル1	感染拡大防止に配慮し、対面での会議を行います。 ただし、参加人数が多いなど「3密」を避けることが出来ない場合はメール審議またはオンライン会議とします。
レベル2	原則としてメール審議またはオンライン会議とします。 ただし、対面での実施が必要な場合は、感染防止措置を講じた上で実施します。
レベル3	全ての会議において、メール審議またはオンライン会議とします。 ただし、入試関係等、大学運営上必要最小限の会議は、感染防止策を講じた場合に限り、対面会議を可とします。
レベル4	全ての会議において、メール審議またはオンライン会議とします。 ただし、入試関係等、大学運営上必要最小限の会議は、感染防止策を講じた場合に限り、対面会議を可とします（緊急のものに限る）。

11. 教職員の国内出張

教職員

「本学行動指針」に基づき、リスクレベルに応じて教職員の国内出張を判断します。
また、政府や自治体からの移動自粛要請を鑑み、状況に応じて必要な対策を講じます。

リスクレベル	制限等
レベル0	通常通り
レベル1	感染拡大防止に配慮しつつ、必要な出張については許可します。
レベル2	国や自治体から移動自粛を要請されている地域以外への必要最低限の出張のみ許可します。 (移動の自粛を要請されている地域への、不要不急の出張は原則許可しません)
レベル3	全面禁止とします。
レベル4	全面禁止とします。

12. 学生の公休の取り扱い

学生

学生が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合等、下記の①～④に該当する場合は、学校保健安全法第 19 条の規定により「出席停止」となり本学の「公休」としての取扱となります。※1

手続き方法は、次ページを参照してください。

事由	出席停止（公休）期間等	提出書類
① 新型コロナウイルスに感染した場合	医療機関等から指示された期間 (学校感染症罹患証明書に記載された出席停止期間を必ず記入してもらう)	公休願兼承認書 公休理由書 診断書 または 学校感染症罹患証明書
② 感染が疑われる場合 (風邪のような症状、発熱、咳、喉の痛み、倦怠感、味覚・臭覚の異常等がある場合)	発熱や咳などの風邪のような症状（呼吸器症状、倦怠感、味覚・臭覚異常含む）を発生した日から3日間。 ただし、症状が4日間以上続く場合は必ず、医療機関に電話で相談し、指示に従うこと。	公休願兼承認書 公休理由書 健康観察票
③ 新型コロナウイルス感染症患者の濃厚接触者となった場合	医療機関や保健所から指示された期間 または国や自治体が定める期間	公休願兼承認書 公休理由書 健康観察票
④ 海外渡航からの帰国者	厚生労働省等、国内機関が定める期間※2	公休願兼承認書 公休理由書 健康観察票 パスポートのコピー

※1 大学に登校せず、かつオンライン授業の受講もできなかった場合には、「公休扱い」とする。

※2 入国制限措置により入国できない期間も公休の対象とする。

公休願の手続きについて

①「公休願兼承認書」を記入する

- 受付日・承認日は学生支援班で記入しますので、日付は記入しないでください。
- 公休理由は期間等を記入するとともに、別添の公休理由書も併せて記入して下さい。
- 公休理由は出来るだけ詳しく、その期間もカッコで記入してください。
- 授業科目名及びクラス名・担当教員名は省略せずに正確に記入してください。(同じでも「〴」の使用は不可)
記入例…専攻英語 I 会話 A-G 1 (クラス名も記入してください)
- 書き間違えた場合は、二重線を引いて書き直してください。(修正テープ不可) 訂正印は学生支援班で押しますので不要です。
- 公休願期間中の試験科目の有無は、小テストは含みません。必ずどちらかに○を記入し、試験がある場合は教務班で手続きをしてください。

②記入した「公休願兼承認書」を学生支援班に提出する

- 出席停止期間終了後すみやかに「公休願兼承認書」と併せて下記の提出書類※を学生支援班の窓口へ提出するかメールまたは郵送で提出してください。
- 窓口へ提出する場合、承認された公休願を受け取りに来る日を決めます。(受取日を承認日としますので確実に受取に来ることができる日を提出時にお知らせください)
- 郵送で提出する場合、「公休願兼承認書」が届き次第、承認手続きを行い返送いたします。返信用封筒(切手貼付、返送先記入)を同封のうえ証明書担当宛に送付してください。

③承認印が押された「公休願兼承認書」を受け取り教員へ連絡する

- 承認印が押された「公休願兼承認書」を受け取り、承認日から 10 日以内に授業担当教員へ連絡してください。
対面授業の場合・・・「公休願兼承認書」を教員に確認していただき処理欄にサインを書いてもらう。
オンライン授業の場合・・・メール等で「公休願承認書」を添付して教員へ連絡する。教員から、処理欄の記載をした返信メールをもらうこと。このメールをプリントアウトして保存すること。

④「公休願兼承認書」の原本は成績が出るまで保管する

※提出書類

新型コロナウイルス感染した場合・・・公休理由書 診断書または学校感染症罹患証明書
風邪の症状を発症した場合、濃厚接触者の場合・・・公休理由書 健康観察票
海外渡航からの帰国した場合・・・公休理由書 健康観察票、パスポートのコピー

(1) サービスの取り扱い

教職員が、次に掲げる事項により勤務しないことがやむを得ないと認められる場合、職務専念義務を免除します（下記②④の場合は、「出勤停止」）。

- ① 教職員または同居の家族に発熱等のコロナ感染が疑われる症状が見られ、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合
- ② 教職員又は同居の家族が新型コロナウイルスに感染、又は感染の疑いがあると診断された場合
- ③ 小学校等の臨時休業による子の世話のために出勤できない場合
- ④ 職員が感染者との「濃厚接触者」となった場合

<申請方法>

所属長及び総務人事班に「職務専念義務申請書」を提出してください（出勤可能となった後で構いません）。教員の場合は、総務人事班（078-794-8121）に報告してください。

- ※ 「医師の診断書等」は不要です。新型コロナウイルス感染症対策の基本方針によると、「風邪症状が軽度である場合は、自宅での静養・療養を原則とし、状態が変化した場合に、居住地の新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口又はかかりつけ医に相談した上で、受診する」とされているため、診断書等の添付をすることが困難であるため。ただし、所属長は当該職員より状況をよく聞き取りの上、適切に判断してください。

<付与単位>

1日、半日（短時間職員は除く）、1時間

(2) 妊娠中の女性職員等への配慮

一般的に妊娠中に肺炎を起こした場合、妊娠していない時に比べて重症化する可能性があります。所属長等は、妊娠中の女性教職員が在宅勤務を積極的に活用できる配慮してください。なお、基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患など）がある教職員や免疫抑制状態にある教職員についても同様に配慮してください。

(3) 学内託児サービス・ベビーシッター派遣事業の活用について

① 学内託児サービス

教職員が、新型コロナウイルスの感染症対策のための小学校等の臨時休業に伴い、学内託児サービスの利用を希望する場合は、総務人事班（078-794-8121）まで、事前に相談してください。

② ベビーシッター派遣事業

本学では、仕事と子育ての両立を支援するため、教職員が本学での就労のためにベビーシッターサービスを利用した際に、料金を一部助成する、公益社団法人全国保育サービス協会「ベビーシッター派遣事業」を利用して、「ベビーシッター派遣事業割引券」の発行を行っています。本サービスを利用される場合は、総務人事班（078-794-8121）にご連絡ください。

14. 感染者・濃厚接触者の人権について

- 感染者・濃厚接触者の情報については、個人情報保護の観点から、本情報を扱う者は必要最小限に留め、かつ情報を得た者は、その情報の取り扱いに十分注意してください。
- 新型コロナウイルス感染症に関連して、感染者・濃厚接触者、医療従事者等に対する誤解や偏見に基づく差別を行うことは許されません。

公的機関の提供する正確な情報を入手し、冷静な行動に努めてください。

- 本学構成員が新型コロナウイルスの陽性者等であると判明しても、当然に、不利益な取扱いを受けることはありません。また、学生間、教職員等全ての構成員の間での差別的な取扱いを禁止します。

■ 法務省人権相談窓口

法務省の人権擁護機関では、新型コロナウイルス感染症に関連する不当な差別、偏見、いじめ等の被害に遭った方からの人権相談を受け付けています。困った時は、一人で悩まず、以下の相談窓口に相談してください。

http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken02_00022.html

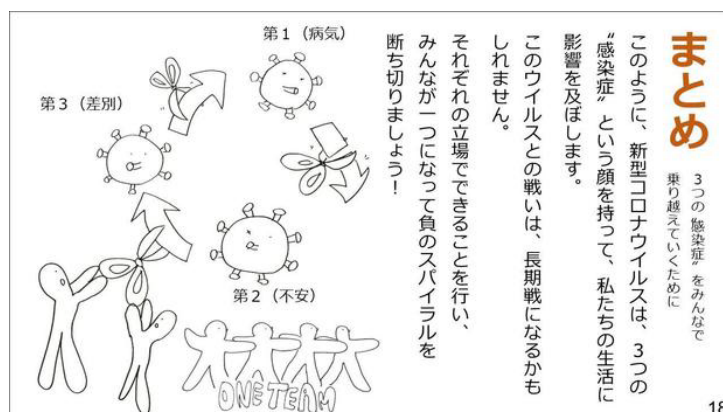
■ 日本赤十字社

「新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう！～負のスパイラルを断ち切るために～」

新型コロナウイルスによる感染症は、世界中で感染の拡大が続いている状況です。この感染症は、“3つの顔”を持っており、これらが“負のスパイラル”としてつながることで、更なる感染の拡大につながっています。

※一括版（PDF形式）は以下よりダウンロードできます。参考になさってください。

<http://www.jrc.or.jp/activity/saigai/news/pdf/211841aef10ec4c3614a0f659d2f1e2037c5268c.pdf>



http://www.jrc.or.jp/activity/saigai/news/200326_006124.html より抜粋

15. 大学における主な相談窓口

	担当	電話	メール
総合窓口 本件の総合窓口 感染/感染疑い のある場合	総務人事班	078-794-8121	soumu@office.kobe-cufs.ac.jp
学部授業	教務入試班	078-794-8133	kyomu@office.kobe-cufs.ac.jp
学生支援・給付金	学生支援班	078-794-8131	gakusei@office.kobe-cufs.ac.jp
保健室	保健室	078-794-8136	healthcare@office.kobe-cufs.ac.jp
メンタルヘルス	学生相談室	078-794-8135	counseling@office.kobe-cufs.ac.jp
大学院	研究所班	078-794-8238	grad_kcufs@office.kobe-cufs.ac.jp
留学	国際交流班	078-794-8171	international-office @office.kobe-cufs.ac.jp
図書館	学術情報班	078-794-8151	lib-staff @office.kobe-cufs.ac.jp

<本学 HP における情報公開>

本学 HP において、新型コロナウイルス感染症にかかる本学の対応（下記項目）を随時更新し情報提供いたしますので、適宜ご確認ください。

<https://www.kobe-cufs.ac.jp/news/2022/21385.html>

- | | |
|----------------------|---------------|
| ①入構について | ②式典・イベント等について |
| ③教職員の勤務体制について | ④授業関連について |
| ⑤就職情報関連について | ⑥大学施設について |
| ⑦奨学金・授業料減免・入学金減免について | ⑧海外渡航関連 |
| ⑨各省および各自治体の情報について | ⑩窓口時間について |

16. 各種健康相談窓口（学外）

■神戸市新型コロナウイルス専用健康相談窓口（神戸市在住の方）

電話：078-322-6250

■兵庫県新型コロナ健康相談コールセンター（兵庫県在住の方）

電話：078-362-9980

■各自治体の受診・相談センター等（帰国者・接触者相談センター）

以下より居住する自治体の相談センターが検索できます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyassessyokusya.html

【学内様式】

- 「感染者等質問項目表」 (別紙)
- 「公休願兼承認書」 (別紙)

【参考資料等】

- 「大学等における新型コロナウイルス感染症への対応ガイドライン」 (文科省)
https://www.mext.go.jp/content/20200605-mxt_kouhou01-000004520_5.pdf
- 「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」 (文科省)
https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00029.html
- 「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン」 (内閣官房)
<https://corona.go.jp/prevention/>
- 鉄道を安心して利用いただくためのお願い (国交省)
<https://www.tokyu.co.jp/image/information/pdf/708f1d2b340937dd8a0da95fac078689dc5851f5.pdf>
- 飲食店におけるクラスター発生防止に向けた取組の徹底について (文科省)
https://www.mext.go.jp/content/20200729-mxt_kouhou01-000004520_01.pdf
- 感染拡大の予防と研究活動の両立に向けたガイドライン (文科省)
https://www.mext.go.jp/content/20201007_mxt_kouhou01_mext_00028_01.pdf
- 新型コロナウイルス接触確認アプリ (COCOA)
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html
- 兵庫県新型コロナ追跡システム
https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk39/covid19_chase.html